

分譲マンションの政策に関するご意見募集

平成22年7月29日
国土交通省
総合政策局不動産課
住宅局市街地建築課

分譲マンションは、平成21年末現在全国で約562万戸、居住人口は約1400万人と推計され、国民の重要な居住形態として定着しています。

しかしながら、一つの建物を多くの人々が区分して所有する分譲マンションは、各区分所有者の居住に対する意識が相違し、多様な価値観を持った区分所有者同士の合意形成が難しく、建物構造上の技術的判断が複雑であるなど、適切な維持管理を行っていく上で様々な課題を有しています。

また、築後30年以上経過した分譲マンションは全国で90万戸を超えるとみられており、今後こうした築後相当の年数を経た分譲マンションが急激に増加していくものと見込まれます。こうした分譲マンションは、居住性や耐震性に問題があるものも含まれ、改修や建替えが必要になっています。

このため、現在国土交通省では、適切な維持管理や計画的な修繕及び改修、建替え等分譲マンション政策について検討を進めていますが、国民生活の基盤である居住に関する政策であることから、そのあり方について広く国民の皆様からご意見を募集することとしました。

1. 意見募集対象 別紙1のとおり

2. 意見送付要領

「意見提出様式（別紙2）」に氏名、住所、所属（会社名又は所属団体名、部署名）、電話番号、ご意見の内容等を明記の上、電子メールにて日本語でご意見を送付してください。なお、電話でのご意見の提出には対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

電子メールアドレス：shigaichi@mlit.go.jp

件名を「分譲マンションの政策に関する意見」としていただき、内容につきましては、テキスト形式としてください。

国土交通省住宅局市街地建築課

分譲マンションの政策に関するご意見募集担当 宛

3. 意見募集期間

平成22年7月29日(木)～平成22年8月31日(火)

4. 注意事項

皆様から頂いたご意見につきましては、今後の分譲マンションの政策の検討や実施に当たっての参考とさせていただきます。頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。また、頂いたご意見の内容については、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される場合があることをご承知おきください（匿名を希望する場合は、御意見提出時にその旨お書き添え願います。）。